

第12回 枚方市教育委員会定例会 会議録						
開会	平成27年12月24日午後 2時00分			閉会	平成27年12月24日午後 2時55分	
日程番号	議案番号	案 件			結果	
1	報告第10号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項(平成27年度教育費12月補正予算額について)の意思決定について (2) 職員の人事異動について (3) 枚方市教育委員会文書取扱規程の一部改正について			聴取	
2	議案第23号	平成28年度全国学力・学習状況調査の実施について			可決	
3	議案第24号	平成28年度枚方市立幼稚園人事基本方針、平成28年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針及び枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項について			可決	
4	議案第25号	教育長に委任する事務等に関する規則等の一部改正等について			可決	
5	議案第26号	枚方市教育委員会事務局事務決裁規程等の一部改正について			可決	
6	議案第27号	枚方市教育に関する事務の点検評価員設置要綱の改正について			可決	
7	請願第2号	「教科書並びに教育現場での宗教的中立性の遵守を要望する請願」について			不採択	
出席委員	議席番号	氏 名		欠席委員	議席番号	氏 名
	1番	記虎 敏和			番	
	2番	徳永 博正			番	
	3番	山下 薫子			番	
	4番	吉村 雅昭			番	
	5番	村橋 彰		番		
説明員	教育次長	高井 法子		説明員	教育総務課長	小菅 徹
	管理部長	君家 通夫			学校規模調整課長	永田 昌宏
	学校教育部長	若田 透			教職員課長	大船 純之
	社会教育部長	中路 清			児童生徒支援室課長(生徒指導担当)	狩野 雅彦
	管理部参事	俣野 浩一			児童生徒支援室課長(人権・支援担当)	田辺 元美
	管理部次長 (参事級)	益田 正治			教育推進室教育指導課長	位田真由子
	社会教育部次長 (参事級)	森澤 可幸			教育推進室教育研修課長 兼 教育文化センター館長	喜多 一友
	管理部次長	荻野 晋三			社会教育課長	米倉 仁美
	学校教育部次長	高橋 孝之			文化財課長	鈴江 智

	社会教育部次長	松宮 祥久		スポーツ振興課長	井岡 功一
	社会教育部次長 兼 中央図書館長	石村 和巳		中央図書館副館長 (課長級)(サービス担当)	松井 一郎
	児童生徒支援室長	足立 一彦		中央図書館副館長 (課長級)(企画担当)	中道 直岐
	教育推進室長	花崎 知行	記録	教育総務課課長代理	本田 一成
	管理部副参事	寺西 光治	傍聴の人数		0人
	学務課長 (副参事級)	早崎 由子			

○記虎委員長 それでは、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

君家管理部長。

○君家管理部長 委員の出席状況について報告します。

本日の会議、全員出席です。

以上、報告を終わります。

○記虎委員長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第12回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第17条第2項の規定により、委員長において、徳永委員長職務代理者を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、日程1、報告第10号「臨時代理事項の報告について」を議題とします。

説明を求めます。

君家管理部長。

○君家管理部長 ただいま上程いただきました報告第10号、臨時代理事項の報告につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

ご報告いたしますのは、ページ中程の2.臨時代理事項にございますとおり、臨時代理第6号から第8号まででございます。これら3件につきましては、教育委員会の権限に属する事務につきまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理いたしましたので、教育長に委任する事務等に関する規則第4条第2号の規定により、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをごらんください。

初めに、臨時代理第6号、議会の議決事項（平成27年度教育費12月補正予算額について）の意思決定につきまして、ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成27年11月20日付けで教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

臨時代理の内容でございますが、3ページをごらんください。

平成27年度教育費12月補正予算額の表の最上段右から2列目の12月補正予算額の合計欄をごらんください。12月補正予算における教育費の歳出補正予算額は2億4,180万8,000円の減額となっております

費目ごとの内訳は、同じく合計欄の網掛け部分を縦にごらんください。

教育総務費が989万円の減額、小学校費が1億4,165万8,000円の減額、中学校費が8,470万4,000円の減額、幼稚園費が459万3,000円の減額、社会教育費が128万1,000円の減額、保健体育費が31万8,000円の増額となっております。

続きまして、詳細につきましてご説明いたします。4ページをごらんください。

平成27年度教育費12月補正予算額・課別概要についてでございますが、人件費以外の予算額に

ついてお示ししております。

まず、歳入についてご説明いたします。

管理部学校規模調整課からは、教育費国庫補助金におきまして、トイレ改造に係る国庫補助金が不採択になったため、学校施設環境改善交付金8,967万2,000円を減額しております。

社会教育部スポーツ振興課からは、スポーツ振興のために受けた指定寄附金60万円を計上しております。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。

今回の補正予算では、事業費等の確定などに伴い、契約差金等でおおむね1,000万円以上の残額が見込まれるものを減額補正しております。

管理部学校規模調整課からは、小学校管理費の1. 学校園施設改善事業経費におきまして、トイレ改造工事の執行分及び市有建築物保全計画の外壁工事等の事業費の確定に伴う契約差金としまして、工事請負費1億4,176万7,000円を減額するものでございます。

また、中学校管理費の1. 学校園施設改善事業経費におきまして、同じくトイレ改善工事の執行分としまして7,258万8,000円、2. 蹉跎中学校少人数教室等整備事業経費の事業費の確定に伴う契約差金としまして、工事請負費1,172万円をそれぞれ減額するものでございます。

学校教育部教育指導課からは、教育研究費の1. 学校園活性化事業経費と、2. 英語教育推進事業経費におきまして、費用弁償41万1,000円と19万4,000円をそれぞれ減額し、3. 事務経費におきまして、費用弁償7万4,000円を計上しております。

また、幼稚園費の1. 運営経費におきまして、費用弁償69万3,000円を減額するものでございます。

5ページをごらんください。

学校教育部教育研修課からは、事務局費の1. 事務経費におきまして、費用弁償3万円を減額するものでございます。

また、教育文化センター費の1. 事務経費におきまして、費用弁償2万9,000円を計上しております。

社会教育部社会教育課からは、社会教育総務費の1. 事務経費と、図書館費の1. 事務経費におきまして、費用弁償6万円と6,000円をそれぞれ計上しております。

社会教育部スポーツ振興課からは、スポーツ施設費の1. 伊加賀スポーツセンター管理運営経費におきまして、歳入でご説明いたしました指定寄附金を受けまして、レッグエクステンションの備品購入費70万円を計上しております。

次に、債務負担行為につきましては97件を挙げておりますが、主なものをご説明いたします。

6ページをごらんください。

ページ中程の学校給食課の中学校給食米飯委託につきましては、平成28年度から実施する中学校給食の米飯の炊飯及び配送について委託するものでございます。

次に、その8行下の教育指導課の教師用教科書・指導書購入事業につきましては、平成28年度から使用する中学校の教師用教科書及び指導書を購入するものでございます。

7ページをごらんください。

上から8行目、社会教育課の枚方市立生涯学習市民センター・図書館2複合施設指定管理料につきましては、平成28年度から蹉跎図書館及び牧野図書館について指定管理を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第6号の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第7号、職員の人事異動につきまして、ご説明いたします。

議案書の9ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成27年11月30日付で教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

臨時代理の内容でございますが、ページ中程の平成27年12月3日付け人事異動の表のとおり、管理部学校給食課課長代理の武田圭司に、枚方市立第一学校給食共同調理場長の職を兼務させることを命じたものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第7号の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第8号、枚方市教育委員会文書取扱規程の一部改正につきまして、ご説明いたします。

議案書の10ページをごらんください。

今回の改正は、新たに第一学校給食共同調理場を設置したことに伴うもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成27年12月3日付けで教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表によりご説明いたします。

12ページをごらんください。

別表の2の教育機関文書記号の表に、枚方市立第一学校給食共同調理場を追加し、記号を教給一とするものでございます。

恐れ入りますが、11ページにお戻りください。

附則でございますが、本規定の施行日を平成27年12月3日とするものでございます。

簡単ではございますが、臨時代理第8号の説明とさせていただきます。

以上、臨時代理第6号から第8号までにつきまして、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○記虎委員長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第10号を採決します。

本件は、承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程2、議案第23号「平成28年度全国学力・学習状況調査の実施について」を議題とします。

説明を求めます。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第23号、平成28年度全国学力・学習状況調査の実施について、ご説明いたします。

議案書13ページをお開きください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第1号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

1. 内容でございますが、平成28年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領に基づき、本調査に参加するというものでございます。

次に、2. 目的でございますが、平成28年度全国学力・学習状況調査に、枚方市立小中学校が参加することにより、全国の状況も踏まえ、本市児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、課題の改善に向けた本市の教育を検証することで、今後の教育施策や教育指導に反映させ、児童生徒の学力向上を図ること及び文部科学省が実施をいたします経年変化分析調査につきましても、本市も協力し、教育施策に活かすものでございます。

それでは、平成28年度全国学力・学習状況調査の概要について、ご説明をいたします。

調査につきましては、平成28年4月19日火曜日に実施が予定をされており、小学校第6学年、中学校第3学年に在籍をする全児童・生徒を対象として、国語と算数、数学の各教科に関する調査と学習意欲、学習方法、学習環境生活の諸側面に関する質問紙調査が実施されます。

次に、主な変更点でございますけれども、別添の平成27年12月8日付け文部科学省通知、平成28年度全国学力・学習状況調査の実施について、写しによりご説明をさせていただきます。

別紙の資料をごらんいただけますでしょうか。

別紙、平成28年度全国学力・学習状況調査の実施の通知文の中程、主な変更点として記載がございます。「調査結果を入学者選抜に関して用いることはできないことを明記する」、また、「経年変化分析調査の実施に伴い、記載内容を追加する」、2行飛びまして、「調査結果を十分活用し、調査の目的を達成するため、各学校においては調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて計画的に取り組むこと」。

教育委員会においては調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取り組み等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取り組みを進めることが重要です。と示されております。

この変更点の2点目、経年変化分析調査の実施に伴い、記載内容の追加につきまして、もう少し詳細についてご説明をさせていただきます。

通知文の次でございます平成28年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領、これの9ページをお開き願います。

9ページ下段、V. 経年変化分析調査につきまして、1. 調査の目的は記載のとおりでございます。

調査の対象につきましては、ページを1枚おめくりいただきまして、10ページ(1)のとおり、

文部科学省が調査対象として抽出をした小・中学校の小学校第6学年、中学校第3学年に在籍する全児童を対象としております。

3. 調査事項につきましては、国全体の学力の状況について、経年の変化を把握・分析するため、平成25年度に実施した経年変化分析調査と同様の問題等を用いて、小学校調査を国語及び算数、中学校調査を国語及び数学、出題範囲及び出題形式は本体調査と同様となっております。

4. 調査実施日程等につきましては、平成28年5月16日月曜日から6月30日木曜日の期間中に調査の対象となった学校が実施可能な日時とされております。

11ページをごらんください。

6. 調査結果の取り扱いでございますが、文部科学省は国全体の状況に関し、ア.各教科の設問ごとの正答率と、イ.児童生徒の学力に関する経年変化の分析、ウ.その他調査の目的の達成に資する分析などについての調査結果を公表する予定とし、対象の教育委員会及び対象学校に対して、調査結果を提供するとしております。

なお、対象教育委員会及び対象学校は、文部科学省が公表する内容を除くものについて公表を行わないこととしております。

以上、昨年度からの変更点を中心にご説明をさせていただきました。

次に、本市における調査結果の公表につきましては、平成28年度全国学力・学習状況調査におきましても、本調査に関する実施要領に基づき、学力向上等に向けた取り組みの具体的な成果と課題に着目することが重要であるという観点から、現時点においては基本的にこれまでの本市の方針に基づき、公表することを考えてございます。

なお、詳細につきましては、改めてお諮りさせていただきたく存じます。

以上、議案第23号、平成28年度全国学力・学習状況調査の実施についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いをいたします。

○記虎委員長 それでは、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

教育長。

○村橋教育長 この中で、経年変化の分析調査の実施ということが出てるんだけど、そこに本市の参加、取り組みが何校ぐらい等、わかる範囲で教えてください。

○位田教育指導課長 対象校は3校程度です。

○記虎委員長 吉村委員。

○吉村委員 また実施するという事について、保護者等へのお知らせの時期とか、毎年こういうものをいつやりますという内容や時期について、知らせておりますか。そのあたり、わかる範囲でお聞かせください。

○記虎委員長 位田課長。

○位田教育指導課長 公表時期等については例年のとおりと今のところ考えております。実施の方法等についても今のところ例年どおりというふうに考えております。

○吉村委員 保護者への案内については、どんな感じで対象となるところへお知らせするのでしょうか。

○記虎委員長 花崎室長。

○花崎教育推進室長 来年度4月以降に、実施につきましては各学校から対象の保護者にお知らせするという形で例年きております。先程教育指導課長が申しましたのは、市教育委員会からいついつ個人表が返りますと、そういうお知らせも委員会としてしておりますということで、実施については各学校から4月に入ってお知らせをしている状況でございます。

○記虎委員長 吉村委員。

○吉村委員 昨年も多分質問させていただいたと思うのですが、もちろん各学校なのですが、その趣旨といいますか、このことに関して、やはりどういうことでこれが行われて、そして特に生活実態も含めての学習状況ということですので、今後、やはり家庭としっかり連携をとっていききたいという、そのあたりの思いがうまく反映されたような文章といいますか、そのような形でぜひともまた各学校と出す部分についての一つのものを示させていただけるようなことは可能かどうかということを含めてお伺いします。

○記虎委員長 花崎室長。

○花崎教育推進室長 枚方市教育委員会がこの全国学力・学習状況調査に参加する目的については、十分校長会を通じて指示伝達をして、その趣旨の徹底をこれまでから図ってまいりました。また結果の分析、公表についても、その趣旨の徹底を図っております。来年度につきましてもその徹底を図っていききたいと思っております。

○記虎委員長 よろしいですか。

それでは、これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

それでは、議案第23号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程3、議案第24号「平成28年度枚方市立幼稚園人事基本方針、平成28年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針及び枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項について」を議題とします。

説明を求めます。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第21号、「平成28年度枚方市立幼稚園人事基本方針、平成28年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針及び枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項について」について、ご説明いたします。

議案書14ページをお開きください。

本件につきましては、教職員等の人事基本方針を定めることにつきまして、教育長に委任する

事務等に関する規則第2条第1項第10号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

1.内容につきまして、新旧対照表に沿って、順次ご説明させていただきます。

議案書16ページをお開きください。

平成28年度枚方市立幼稚園人事基本方針では、5行目において年度修正を行い、項番1.園長の人事にございます、「採用選考の結果を受け、必要に応じて任期付園長の採用選考を実施する」を削除いたします。

次に、18ページをお開きください。

平成28年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針におきましては、7行目において年度修正を行い、項番2の(1)のア.「枚方市学校園の管理運営に関する指針」を、「学校園の管理運営に関する指針」に改めます。

最後に、21ページをお開きください。

平成28年度枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項におきましては、1行目において年度修正を行い、項番1の(1)のイ.採用内申にございます、「及び枚方市小中学校校長の小中学校教諭等からの特別選考候補者選考要領」を削除いたします。

また、項番3の(1)の3行目、「枚方市支援コーディネーター支援充実事業に係る時間講師」を「枚方市支援コーディネーター支援充実事業に係る時間講師等」に改めます。

変更内容といたしましては、以上でございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第24号についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○記虎委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

それでは、議案第24号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程4、議案第25号「教育長に委任する事務等に関する規則等の一部改正等について」を議題とします。

説明を求めます。

君家管理部長。

○君家管理部長 ただいま上程いただきました議案第25号、教育長に委任する事務等に関する規則等の一部改正等につきまして、ご説明いたします。

議案書の22ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第16号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長に委任する事務等に関する規則、枚方市教育委員会公告式規則、枚方市教育委員会会議規則、枚方市教育委員会傍聴規則、枚方市教育委員会辞令式規則及び教育行政に関する相談に関する事務を行う事務局職員を定める規則の6規則を一部改正するとともに、教育長の職務を行う事務局職員に関する規則を廃止するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明いたします。

26ページをごらんください。

なお、根拠法令の改正などに伴う引用条項の整備や文言整理の箇所につきましては、説明を省略させていただき、主な改正内容につきまして、順次ご説明いたします。

始めに、教育長に委任する事務等に関する規則関係でございますが、第2条をごらんください。第2条第1項第2号「教職員の研修の基本的な方針を定めること。」及び「第5号委員会の主催する重要な行事の計画を定めること。」は、第1号の教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針を定めることに包括されているものであることから削除するものでございます。

27ページをごらんください。

第10号「人事の基本的な方針を定めること。」につきましても、同様に第1号に包括されているものであることから削除するものでございます。

第11号は、教育長の任免等につきまして、市長が行うこととなりますので削除するものでございます。

次に、第17号は、他の中核市における事例等を確認したところ、同様の規定を行っている市は少ないこと及び本市においても教育委員会に議決を求める事例が見受けられないことから削除するものでございます。

28ページをごらんください。

新旧対照表左側の改正後の第15号「枚方市指定文化財の指定及び指定の解除に関すること。」は、従来は枚方市文化財保護条例の規定に基づき、教育委員会の議決を求めておりましたが、今回、本規則を改正するにあたり、本規則の規定に追加して整理するものでございます。

新旧対照表右側の現行の第21号「1件の予定価格1億5,000万円以上の工事の計画を定めること。」は、第1号「教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針を定めること。」及び第9号「委員会に関し、議会の議決を経るべき事件の議案について、委員会の意思決定を行い、意見を述べること。」と重なることから削除するものでございます。

次に、第24号は、他の中核市における事例を確認したところ、同様の市政を行っている市が少ないこと及び本市においても教育委員会に議決を求める事例が見受けられないことから削除するものでございます。

次に、改正後の第3条第3項は、現行の第4条第2号に規定しています臨時代理事項の報告につきまして手順をより明確に示すため、本条において規定をするものでございます。

29ページをごらんください。

ページ中程の[枚方市教育委員会公告式規則関係]でございますが、第2条第2項は、「委員長」を「教育長」に改めるものでございます。

30ページをごらんください。

続きまして、[枚方市教育委員会会議規則関係]でございますが、第2条第3項は、「委員長」を「教育長」に改めるとともに文言整理を行うものでございます。

第3条第4項及び次の31ページの第4条は、「委員長」を「教育長」に改めるものでございます。

第5条及び次の32ページの第6条は、教育委員長の職が配置されることから削除するものでございます。

第7条は、会議の順序を整理するものでございます。

第8条から、次の33ページの第11条から第13条まで、次の34ページの第14条、第16条及び第17条第1項、第2項は、それぞれ「委員長」を「教育長」に改めるものでございます。

35ページをごらんください。

同条第3項第2号は、教育長が教育委員ではなくなることから文言整理を行い、第5号は、「委員長及び」を削除し、第7号は、「委員長」を「教育長」に改めるものでございます。

同条第4項は、「委員長」を「教育長」に改めるとともに文言整理を行うものでございます。

36ページをごらんください。

第19条第1項は、「委員」を「教育長又は委員」に改めるものでございます。

第3項は、教育委員長の職が廃止されるため、教育委員会規則から削除するものでございます。

第20条は、「委員長は」を「教育長は」に改めるとともに文言整理を行うものでございます。

第21条は、「委員長」を「教育長」に改めるものでございます。

続きまして、[枚方市教育委員会傍聴規則関係]でございますが、37ページをごらんください。

第4条、第6条第3項、第7条及び第8条は、いずれも「委員長」を「教育長」に改めるものでございます。

続きまして、[枚方市教育委員会辞令式規則関係]でございますが、38ページをごらんください。

第1条は、教育長の任免については市長が行うこととなりますので、「教育長」を削除するとともに文言整理を行うものでございます。

また、新旧対照表には記載しておりませんが、[教育長の職務を行う事務局職員に関する規則]につきましては、根拠規定である地方教育行政の組織及び運営に関する法律第20条第2項が法改正に伴い削除されたことから、規則を廃止するものでございます。

恐れ入りますが、25ページにお戻りください。

ページ中程の附則でございますが、本規則は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第25号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○記虎委員長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

それでは、議案第25号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程5、議案第26号「枚方市教育委員会事務局事務決裁規程等の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。

君家管理部長。

○君家管理部長 ただいま上程いただきました議案第26号、枚方市教育委員会事務局事務決裁規程等の一部改正につきまして、ご説明いたします。

議案書の39ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第16号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、枚方市教育委員会事務局事務決裁規程、枚方市教育委員会文書取扱規程、枚方市教育委員会公印規程及び枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の4規程を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

41ページをごらんください。

始めに、[枚方市教育委員会事務局事務決裁規程関係]でございますが、第2条第8号は文言整理を行うものでございます。

第3条第4号は、教育委員長の職の廃止に伴い、教育長が委員会の会議を招集することになるため、「提出議案」を「招集及び付議案件」に改めるものでございます。

続きまして、[枚方市教育委員会文書取扱規程関係]でございますが、第9条は「委員長または」を削るものでございます。

42ページをごらんください。

4行目の[枚方市教育委員会公印規程関係]でございますが、第2条は「、委員長名」を、第4条は「委員長、」をそれぞれ削るものでございます。

次に、[枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程関係]でございますが、43ページをごらんください。

第3条第3号は、文言整理を行うものでございます。

恐れ入りますが、40ページにお戻りください。

ページ下段の附則でございますが、本規定は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第26号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、

ご可決いただきますようお願いいたします。

○記虎委員長 それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

それでは、議案第26号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程6、議案第27号「枚方市教育に関する事務の点検評価員設置要綱の改正について」を議題とします。

説明を求めます。

君家管理部長。

○君家管理部長 ただいま上程いただきました議案第27号、枚方市教育に関する事務の点検評価員設置要綱の改正につきまして、ご説明いたします。

議案書の44ページをごらんください。

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴うもので、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第16号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表によりご説明いたします。

47ページをごらんください。

第1条中、「第27条第1項」を「第26条第1項」に、改めるものでございます。

恐れ入りますが、46ページにお戻りください。

附則でございますが、本要綱は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第27号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○記虎委員長 それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

それでは、議案第27号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

それでは、日程7、請願第2号「教科書並びに教育現場での宗教的中立性の遵守を要望する請願について」を議題とします。

審査に先立ち、事務局に本件の概要説明の読み上げをお願いします。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 請願第2号、教科書並びに教育現場での宗教的中立性の遵守を要望する請願につきまして、ご説明させていただきます。

議案書48ページをごらんください。

この請願は、平成27年11月15日に宗教法人本門立正宗 信者代表中川氏から行われ、枚方市教育委員会会議規則第18条第1項に示されます請願の要件を満たしておりますので、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第18号の規定により、本委員会に議案を提出し、審査をいただくものでございます。

49ページをごらんください。

それでは、本請願の概要事項等につきまして、49ページ中程から始まります「1 請願事項」から読み上げをさせていただきます。

1 請願事項。憲法第20条で、「国及びその機関は宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」と規定されているにも拘らず、宗教的色彩の濃い中学校英語教材①学校図書 TOTAL ENGLISH 2 「Mother Teresa」、②開隆堂出版 Sun Shine 2 「フィンランドにやって来た由紀からのメール」、③開隆堂出版 Sun Shine 3 Extensive Reading 2 Mother Teresa、④教育出版 ONE WORD 2 「Halloween Party」、⑤三省堂出版 NEW CROWN 3 「I have a dream」等の教材が文部科学省の検定に合格し、公立の学校教育現場で教科書として使用される予定ですが、宗教的信条を異にする者たちにとっては、当該授業を受けることは、単に快・不快の段階を遙かに超えた大いなる違和感と精神的苦痛を感じるものであり、国民に保障された基本的人権である信教の自由を著しく侵害するものですので、以下の措置を直ちに取っていただきたいのであります。

2 とるべき措置の内容。直ちに、前記①②③④⑤及びこれらと同様に宗教色が濃いと判断される教科書・教材を使用するの公立学校での授業を即刻中止するように、各教育委員会及び公立の学校等へ通達を出すなど、教育現場で、今後このような教科書が使われないよう指導をお願いします。

(2) 今後の教科書検定に関しては、憲法第20条に違反している疑いのある宗教的色彩の濃い記述については教科書として採用しないための基準を作るなど、宗教的信条を有する者の宗教的人格権を踏みにじることがないように、宗教的中立性について厳格な解釈を採用していただきたい。

(3) これまでも教育現場における教師等の宗教的無関心・無頓着等からくる各種宗教行事(クリスマス・ハロウィン・神社参拝等)が「宗教に関する一般的な教養」、または「習俗的行事」であるとの安易な決めつけから、宗教的信条を異にする児童学生へ、結果的に参加強制とな

る事案が頻発していますが、これらの現状を把握のうえ、一部参加者に多大な精神的苦痛を味あわせる虞のある宗教的色彩の濃い行事祭礼を授業等に取り入れることのないよう、公立の行育現場への指導教養を徹底していただきたい。

続きます、3 要望とその理由、以降につきましては、読み上げを省略させていただきます。

以上が、請願事項の概要でございます。

○記虎委員長 ただいまから請願第2号について、審査を行います。

なお、本件につきましては、枚方市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により、議案の議事の例にならい、まず事務局に説明を求め、その後、質疑、討論を行い、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、請願第2号の審査を行います。

説明を求めます。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 請願事項に係ります教科用図書の検定と採択について、ご説明をさせていただきます。

教科用図書、その他の教材の使用につきましては、小学校におきましては学校教育法第34条第1項、中学校におきましては同法第49条により、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書、または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。」と規定されております。

教科用図書の検定につきましては、文部科学省が「義務教育諸学校教科用図書検定基準」を定めております。その中で「各教科共通の条件」として、「政治・宗教の扱い」につきまして、「政治や宗教の扱いは、教育基本法第14条（政治教育）及び第15条（宗教教育）の規定に照らして適切かつ公正であり、特定の政党や宗派、またはその主義や信条に偏っていたり、それらを非難したりするところはないこと。」となっております。

本市の小中学校で使用される教科用図書は、この「基準」に基づく検定を経た教科用図書の中から教育委員会の権限で採択をしていただいております。平成28年度使用教科用図書の採択にあたりましても、文部科学省初等中等教育局長通知及び、教科書関係法令並びに枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則を踏まえまして、公正かつ適正に採択事務を進め、平成27年7月30日第7回教育委員会定例会におきまして議決をいただいております。

なお、本請願にございます中学校英語の教科用図書につきましては、本市生徒にとって最もふさわしい教科用図書として、東京書籍を採択することに決しております。

また、学校における宗教的中立性につきましては、本市におきまして、請願にあるような「一部参加者に多大な精神的苦痛を味あわせる虞のある宗教的色彩の濃い行事祭礼を、授業等に取り入れた」という報告は受けておらず、各学校におきましては教育基本法第15条等の法令及び学習指導要領に則った教育活動を行っているものと認識してございます。

事務局からの説明は以上でございます。本請願につきまして、ご審査をお願いいたします。

○記虎委員長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

村橋教育長。

○村橋教育長 先程、事務局からも説明がありましたように、本市教育委員会において選定の対象とし、採択した教科用図書は、すべて文部科学大臣の検定を経た教科用図書であり、その記述内容に問題はないと考えております。

また、宗教教育については、教育基本法の中に、「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。」と明記されております。

本市立の各学校においては、この条項等を遵守し、学習指導要領に基づく適切な教育活動を実施しているものと認識しております。

今後も法規・法令に則った教育活動を展開し、「確かな学びと自立の力を育む」ことによりグローバル時代をたくましく生きぬく子どもの育成に取り組んでまいります。

以上のことから、本請願は、採択すべきではないと考えます。

○記虎委員長 ほかに討論はありませんか。

これをもって討論を終結します。

これから請願第2号を起立により採決します。

(起立なし)

起立なしであります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

なお、本日議論された用紙を不採択の理由として、枚方市教育委員会会議規則第18条第3項に基づき、請願者に通知したいと考えますが、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 異議なしと認めます。

では、そのように取り扱いをお願いします。

以上で、請願第2号、「教科書並びに教育現場での宗教的中立性の遵守を要望する請願について」の審査を終結します。

以上、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

これをもって、平成27年第12回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

署 名

記 虎 敏 和

德 永 博 正
